

国海安第 32 号の 2  
平成 19 年 6 月 13 日

社団法人 日本船舶品質管理協会  
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長  
安藤 昇

船舶検査心得の一部改正について

標記について、下記の省令等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。  
また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

記

- ・船舶設備規程（昭和 9 年 逡信省令 第 6 号）
- ・漁船特殊規程（昭和 9 年 逡信  
農林省令）

## 船舶検査心得の一部改正(予備の羅盆の搭載)について

### 1. 心得改正の背景

我が国では、これまでジャイロコンパスを搭載することをもって、予備の磁気コンパス(以下、「予備の羅盆」という。)の搭載を省略していたところである。

しかし、昨年 11 月に開催された第 82 回海上安全委員会(MSC82)において、義務設備として搭載しているジャイロコンパスでは、予備の羅盆を省略できないとする SOLAS 条約附属書第 V 章の解釈文書が承認され、MSC.1/Circ.1224(2006 年 12 月 11 日付)(以下、「サーキュラー」という。)として回章されたことから、基本的に、船舶には予備の羅盆を搭載することが必要となった。

そのため、我が国に於いても本サーキュラーの趣旨を踏まえ、予備の羅盆の省略その他関連する規定について船舶検査心得の一部を改正するものである。

### 2. サーキュラー(MSC.1/Circ.1224)の規定概要

サーキュラーでは、予備の羅盆の代替として、ジャイロコンパスを搭載する場合の要件を規定しており、その具体的な内容は以下 1)及び 2)のとおりである。なお、本サーキュラーの要件は、本年 7 月 1 日以降に予備の羅盆の代替として搭載するジャイロコンパスに対して適用するよう勧告されている。

- 1) 条約上の義務設備としてのジャイロコンパスであってはならず、及び
- 2) 主電源及び非常電源に加え、非常電源への移行時の電源(バッテリー等)を準備しているものでなければならない。

### 3. 改正心得の適用日及び経過措置

船舶検査心得の改正規定は、平成 19 年 7 月 1 日から適用する。ただし、平成 19 年 7 月 1 日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができることとする。

### 4. 心得改正の概要

- (1) 国際航海に従事する総トン数 150 トン以上の船舶及び国際航海に従事しない総トン数 500 トン以上の船舶

<p>・予備の羅盆の代替としてジャイロコンパスを搭載する場合には、サーキュラーと同様の措置を要求する。なお、ジャイロコンパスに限らず船首方位伝達装置(以下、「THD」という。)であっても、義務設備として搭載している THD 以外のもので、かつ、非常電源等に接続されていれば、予備の羅盆を省略する。</p>
--

(2) 国際航海に従事する総トン数 150 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない総トン数 500 トン未満の船舶

- ・ 総トン数150トン未満の船舶(旅客船を除く。)には、代替設備の有無にかかわらず、予備の羅盆の搭載を省略する。
- ・ 国際航海に従事しない総トン数150トン以上の遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶(限定近海船を除く。)以外の船舶については、義務・任意の如何及び非常電源等の有無を問わず、引き続きTHD又はジャイロコンパスの搭載により、予備の羅盆を省略する。

なお、国際航海に従事しない総トン数150トン以上の遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶(限定近海船を除く。)については、予備の羅盆の代替としてジャイロコンパスを搭載する場合、上記(1)の船舶と同様の措置を要求する。

予備の羅盆の搭載義務範囲の改正概要(表)

予備の羅盆の搭載義務範囲(SOLAS条約附属書第V章第19規則2.2.1/設備規程第146条の18/漁特程第69条の2)

船種		150 t	300 t	500 t	1,600 t
SOLAS条約	国際	旅客船			
		貨物船			
		漁船			
	非国際	旅客船			
		貨物船			
		漁船			
船舶安全法	国際	旅客船		(注1-1)/(注3)	
		貨物船		(注1-1)/(注3)	
		漁船(二種/三種)		(注1-1)	
	非国際(注4)	旅客船		(注1-1)/(注3)	
		貨物船		(注1-1)/(注3)	
		漁船(二種/三種)		(注1-1)	

H19. 7. 1 新造船より適用

予備の羅盆の搭載義務範囲(改正後)

船種		150 t	300 t	500 t	1,600 t
SOLAS条約	国際	旅客船			
		貨物船			
		漁船			
	非国際	旅客船			
		貨物船			
		漁船			
船舶安全法	国際	旅客船	(注1-2)	(注2)	
		貨物船		(注2)	
		漁船(二種/三種)		(注2)	
	非国際(注4)	旅客船		(注1-2)	(注2)
		貨物船		(注1-2)	(注2)
		漁船(二種/三種)		(注1-2)	(注2)

■ SOLAS条約で主管庁により緩和可能な範囲

(注1-1) ジャイロコンパス、船首方位伝達装置(THD)又は互換性のある羅盆を備えた方位測定コンパス装置を備えている場合は省略可能【代替手段】

(注1-2) ジャイロコンパス、船首方位伝達装置(THD)又は互換性のある羅盆を備えた方位測定コンパス装置を備えている場合は省略可能。ただし、総トン数150トン以上の船舶であって遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの(限定近海船を除く。)については(注2)によること。【代替手段】

(注2) 義務設備として要求される以外のジャイロコンパス又は船首方位伝達装置(THD)であって、非常電源から給電できるものを搭載している場合は省略可能。【代替手段】(サーキュラーの要件どおり。)

(注3) 沿海区域を航行区域とする船舶の場合は省略可能【搭載免除】

(注4) 平水区域を航行区域とする船舶を除く

(3) その他関連規定の改正

①方位測定コンパス装置の省略範囲の見直し

・方位測定コンパス装置を省略できる船舶の範囲を予備の羅盆の省略要件を緩和できる船舶の範囲と同様とする。

方位測定コンパス装置の搭載義務範囲の改正概要 (表)

方位測定コンパス装置の搭載義務範囲 (SOLAS条約附属書第V章第19規則2.1.2/設備規程第146条の19/漁特程第69条の3)

船種		150 t	200 t	300 t	500 t	1,600 t	
SOLAS条約	国際	旅客船					
		貨物船					
		漁船					
	非国際	旅客船					
		貨物船					
		漁船					
船舶安全法	国際	旅客船	(注1)/(注3)		(注1)		
		貨物船	(注1)/(注2)/(注3)	(注1)/(注2)	(注1)		
		漁船(二種/三種)	(注1)/(注3)	(注1)			
	非国際(注4)	旅客船	(注1)/(注2)/(注3)			(注1)/(注2)	
		貨物船	(注1)/(注2)/(注3)			(注1)/(注2)	
		漁船(二種/三種)	(注1)/(注3)			(注1)	

H19.7.1 新造船より適用

方位測定コンパス装置の搭載義務範囲(改正後)

船種		150 t	200 t	300 t	500 t	1,600 t	
SOLAS条約	国際	旅客船					
		貨物船					
		漁船					
	非国際	旅客船					
		貨物船					
		漁船					
船舶安全法	国際	旅客船	(注1)/(注3)				
		貨物船	(注1)/(注2)/(注3)				
		漁船(二種/三種)	(注1)/(注2)/(注3)				
	非国際(注4)	旅客船	(注1)/(注2)/(注3)			(注1)/(注2)	
		貨物船	(注1)/(注2)/(注3)			(注1)/(注2)	
		漁船(二種/三種)	(注1)/(注2)/(注3)			(注1)/(注2)	

■: SOLAS条約で主管庁により緩和可能な範囲

(注1) ジャイロコンパスを備えている場合は省略可能【代替手段】

(注2) 船首方位伝達装置(THD)を備えている場合は省略可能【代替手段】

(注3) 沿海区域を航行区域とする総トン数200トン未満(国際航海に従事する船舶にあっては150トン未満)の船舶に概ね船の前方180°の物標方位測定が可能  
な磁気コンパスを備えている場合は省略可能【搭載免除】(漁船以外は沿海区域を航行区域とする船舶に限る。)

(注4) 平水区域を航行区域とする船舶を除く

②その他

- ・予備の羅盆又は方位測定コンパス装置の省略規定を適用する場合の総トン数の適用について、漁船であっても国際トン数証書の交付を受けている場合には、国際総トン数とする。
- ・予備の羅盆又は方位測定コンパス装置の代替として搭載するジャイロコンパスの技術基準は、船舶設備規程で求められるジャイロコンパスの技術基準に適合していることを要求する。
- ・レピータ・コンパスに係る電源の喪失、入力信号の異常の際にも、当該レピータ・コンパスが方位測定コンパス装置の要件に適合し、かつ、方位測定コンパス装置と同様の目的に使用できるものである場合には、当該レピータ・コンパスを方位測定コンパス装置と見なす。ただし、第146条の20の規定により備え付けるジャイロ・レピータと兼用することは認められない。